平成 25 年 5 月 21 日

各　位

会 社 名　**株式会社ゲオホールディングス**
本社住所　愛知県春日井市宮町一丁目1番地1
代表者名　代表取締役社長　遠藤　結蔵
（コード番号:2681 東証・名証　第一部）
問合せ先　取　締　役　　吉川　恭史
（TEL0568-33-4388）

本社移転及び株式分割、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社取締役会において、本社移転及び株式の分割、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらの変更については、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 25 期定時株主総会において、定款変更議案を付議いたします。

記

1. 本社移転について

(1)移転の目的

業務効率向上のため本店所在地を愛知県名古屋市に変更するものであります。

(2)新本社所在地

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

(3)移転日程

①新本社業務開始日　　平成 25 年 8 月 1 日(予定)
②本店移転登記日　　平成 25 年 8 月 1 日(予定)

2. 株式分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)及び「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨を踏まえ、当社株式1株を 100 株に分割するとともに、100 株を1単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

3. 株式分割の概要

(1)分割の方法

平成 25 年 10 月 1 日(火)をもって、平成 25 年 9 月 30 日(月)最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき 100 株の割合で分割いたします。

(2)分割による増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数　　543,828 株
② 今回の分割により増加する株式数　　53,838,972 株

③ 株式分割後の発行済株式総数　　54,382,800 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数　　200,000,000 株
(注)上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3)分割の日程
① 基　準　日　平成25年9月30日(月)
② 効 力 発 生 日　平成25年10月1日(火)

(4)新株予約権行使価額の調整
株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

第5回新株予約権	調整前行使価額	1 円	調整後行使価額	1 円
第6回新株予約権	調整前行使価額	96,500 円	調整後行使価額	965 円
第8回新株予約権	調整前行使価額	104,800 円	調整後行使価額	1,048 円

4. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数
上記「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)新設の日程
効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日(火)
(参考) 平成 25 年 9 月 26 日(木)をもって、東京証券取引所・名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更について

(1)変更の理由
(Ⅰ) 拠点統合による業務効率向上のため、本店所在地を変更するものであります。
(Ⅱ) 上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第2項及び第 191 条の規定に基づき、所要の変更を次のとおり行うものであります。
①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。
③単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
④現行定款第6条の変更ならびに第7条及び第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設するものであります。
(Ⅲ) その他、条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更後
(本店所在地) 第3条 当会社は、本店を愛知県春日井市に置く。	(本店所在地) 第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。
第4条 ～ (条文記載省略)	第4条 ～ (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式数は、2,000,000 株とする。	第5条 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式数は、200,000,000 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 ② 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利
第7条 ～ (条文記載省略) 第 40 条	第9条 ～ (現行どおり) 第 42 条
(新設)	附則 第1条 第6条の変更ならびに第7条及び第8条の新設の効力発生日は平成 25 年 10 月1日とする。 ② 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

6. その他

(1)今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(2)今回の株式分割は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 26 年 3 月期の中間配当及び株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(3)今回の株式分割による、配当金総額及び株主優待贈与基準に実質的な変更はありません。

以上